

原子力損害の賠償に関する法律案に対する修正案要綱

この目録

第一條 この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合において被害者の保護を図るため損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて原子力事業の差違に対する国民の協力を得ることに寄与することを目的とする。

の損害賠償

第二條第二項

この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害をいう。ただし以下略。

放射性の他を伴う毒性的作用から生じた又はその結果として生ずる

第七條第二項

科学技術庁長官は、原子力事業者が第三條の規定により原子力損害を賠償したることにより原子力損害の賠償に充てるべき金額が賠償措置額未滿となつた場合においては、当該原子力事業者に対し、期